

本会議のあらまし

平成26年館林市議会第4回定例会は、12月5日から18日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め、諮問1件、議案22件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の飯島久香さん（木戸町）の任期が、平成27年3月31日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽固定資産評価審査委員会委員の選任について
Ⅱ固定資産評価審査委員会委員の



専決処分

三篠秀子さん（近藤町）の任期が、平成27年1月21日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

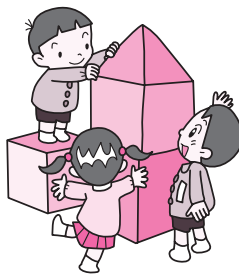
▽専決処分の承認を求めることについて（平成26年度館林市一般会計補正予算）
Ⅱ2245万8000円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ279億2653万4000円とする補正予算を専決処分したもので、全員一致で承認されました。

条例の制定

▽館林市保育の必要性の認定に関する条例Ⅱ平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育園、認定こども園を利用しようとするときは、施設利用に係る給付認定（1号・2号・3号）を受けなければならない、新たに保育を必要とする認定基準として、保護者の就労時間の下限を一か月当たり48時間と定めることや、従来の実施基準に加えて、求職活動、児童虐待やDVの恐れがある場合、育児休業をする場合でも引き続き保育を行うことが必要と認められる場合などを定める必要があるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例Ⅱ「子ども・子育て支援法」の施行により、認定こども園の利用者負担について、世帯の所得の状況や、その他の事情を勘案して、応能負担の原則により、現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める額を限度として、保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）に係る利用者負担額を定めるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。



▽館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例Ⅱ「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部改正に伴い、平成17年度から風致地区（本市では城沼、茂林寺及び多々良沼の3地区の約2

80ヘクタール）内における建築等の規制に関する権限が群馬県知事から市長に委譲され、県条例に基づき事務を執行してきましたが、県条例の廃止に伴いこれに代わるものとして、同政令及び県条例を基準として本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市立保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例Ⅱ「子ども・子育て支援法」の施行による、館林市保育の必要性の認定に関する条例及び館林市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、内容の整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例Ⅱ「子ども・子育て支援法」の施行による館林市子どものための教育・保育に